

四日市市告示第125号

四日市市養育費に関する公正証書作成費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市養育費に関する公正証書作成費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市養育費に関する公正証書作成費等補助金交付要綱（令和5年四日市市告示第164号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(こども未来部こども家庭センター)